

平成 24 年度
第 2 回 武蔵村山市緑化審議会資料

目 次

1	みどりの基本計画改訂の背景.....	1
1-1	みどりの基本計画とは.....	1
1-3	みどりの基本計画の「みどり」とは.....	2
2	みどりの現状.....	4
2-1	施策の取り組み状況.....	4
2-2	みどりに関する市民の意識.....	9
2-3	みどりの状況.....	12
3	みどりの課題と改訂の視点.....	18
3-1	みどりの課題.....	18
3-2	みどりの基本計画の改訂の視点.....	21
4	みどりの将来イメージと基本理念.....	22
4-1	みどりの将来イメージ.....	22
4-2	みどりの基本理念.....	22
5	計画の基本方針.....	23
6	緑の将来イメージの実現に向けた施策.....	26
6-1	施策の体系（案）.....	26

1 みどりの基本計画改訂の背景

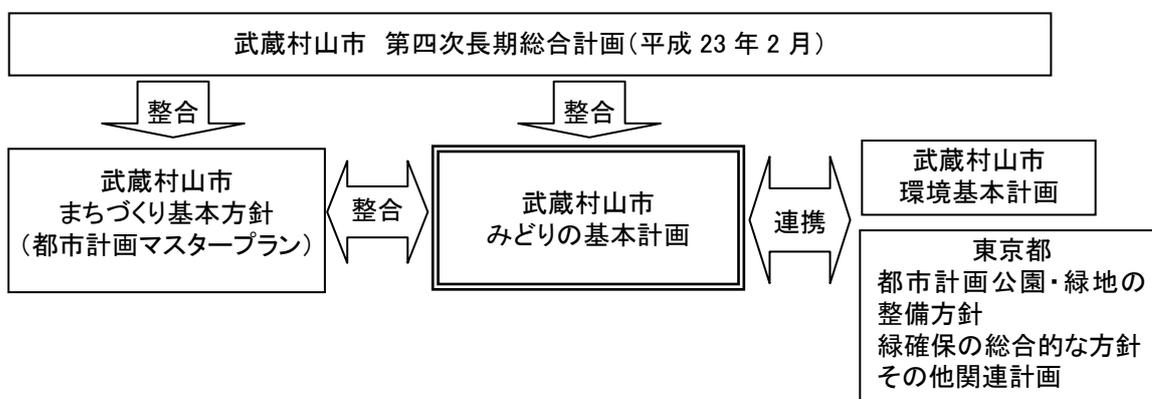
1-1 みどりの基本計画とは

(1) みどりの基本計画の概要

「みどりの基本計画」は、*都市緑地法第4条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として位置づけられ、定めることができると規定されており、武蔵村山市が市域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑と*オープンスペースに関する総合的な計画です。

(2) みどりの基本計画の位置付け

みどりの基本計画は、上位計画である「武蔵村山市第四次長期総合計画」、まちづくりの基本プランである「武蔵村山市まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）」と整合を図るとともに、「武蔵村山市環境基本計画」並びに東京都の「*都市計画公園・緑地の整備方針」、「*緑確保の総合的な方針」等、各種関連計画と連携した計画です。



*のついた用語は巻末に用語解説があります。(用語解説は未定稿)

1-2 みどりの基本計画改訂の背景

本市では、平成9年3月に「武蔵村山市緑の基本計画（改訂）」（以下、現行計画という。）を策定しました。その後、現行計画に基づいてみどりの保全と緑化の推進に取り組んできましたが、目標年次である平成22年（西暦2010年）を迎え、計画の期間が満了となりました。

この間、平成16年には*景観緑三法が成立し、みどりの基本計画の根拠法である都市緑地法（旧都市緑地保全法）、*都市計画法等の見直しが行われ、この見直しにより、都市公園の整備方針について盛り込むことが明確化するなど、新たな緑の保全、緑化推進のための制度が拡充されました。また、本市のまちづくりの最も基本となる「武蔵村山市第四次長期総合計画」を、平成23年2月に策定しました。さらに、少子高齢化の進展、自然災害への対応、生物多様性の保全の重要性など、社会情勢も変化をしています。

このようなまちづくりの動向、社会情勢や環境の変化に対応して、「武蔵村山市みどりの基本計画」を改訂します。

なお、計画の改訂においては、樹林地や農地の緑だけではなく、新たな視点から総合的なみどりのまちづくりを進めていくことから、現行計画の「緑」は「みどり」とします。

1-3 みどりの基本計画の「みどり」とは

（1）みどりとは

「武蔵村山市みどりの基本計画」では、「みどり」を次のように捉えます。

- ◆ 地域の文化や風土を培ってきた樹林地や河川・池等の水辺。
- ◆ スポーツ、レクリエーションなどの余暇活動、大気の浄化、災害時の避難場所となる公園・緑地など。
- ◆ 郷土愛や文化を育む社寺林、*屋敷林、大樹。
- ◆ 美しい景観や季節感を感じる生垣、街路樹。
- ◆ 新鮮野菜の供給や避難空間となる農地。
- ◆ 人工的な都市空間をやわらげ「個性」を表現する宅地内の植木や小さな草花。

これらが相互に関連しながら、「みどりのまち」を形づくっています。

（2）緑地とは

「法律や条例等により、緑地としての永続性が将来とも担保されているもの」「将来的に担保する必要のあるもの」、「社会通念上の緑地として将来とも永続性を有するもの」などの、何らかの制度上の裏付けにより永続的に確保される「み

どり」を緑地として捉え、以下の3つに区分しています。

① 公園緑地等の都市施設とする緑地

公園、緑地、広場等として都市計画決定されているもの、都市公園、その他条例等による公園緑地など公共の施設とする緑地。

② 制度上安定した緑地

※近郊緑地保全区域、※生産緑地地区、※自然公園、※保安林、※緑地保全地域等のように、法律や条例等に基づき、地域あるいは地区を指定して、保全を図る緑地及び公共空地。

③ 社会通念上安定した緑地

社寺境内地、小中学校、高等学校、大学、病院、研究機関等の、今後とも安定して残るものと考えられる緑地。

(3) 緑被とは

植生（樹木、草）に覆われている土地のことで、農地も含まれます。また、緑被率とは、一定の地区に対する緑被の割合のことです。緑被を把握することにより、市内全域の緑の量や地域的な特性を知ることができます。

(4) 緑化率とは

ある一定の敷地のうち、樹木や草等に覆われている割合のことです。これによって特定の施設や地区の緑地の割合を知ることができます。

2 みどりの現状

2-1 施策の取り組み状況

施策の取り組み状況は、現行計画の方針、施策の内容について、関連する各部署に対して、現在の実施状況の確認を行い、未実施のものについては、その理由や完了に向けての今後の課題等も確認しました。

なお、各部署へのヒヤリングは平成 23 年 9 月～12 月に実施しました。

● 公園緑地等の整備

【現行計画の施策内容】

※住区基幹公園、※都市基幹公園、※広域公園、※都市計画緑地、※都市公園、条例等の公園については、公園種別の利用目的、配置方針に基づき、公園緑地の確保に努めます。

【主な実績】

広域公園の整備拡充（総合運動公園の整備
1.40ha）

公園の新設整備 2.31ha

（プリンスの丘公園 1.18ha さいかち公園 0.95ha

西大南樹林公園 0.18ha）



プリンスの丘公園

【実績に対する課題】

公園緑地等の整備量は、新たな公園が整備されたことにより増加していますが、公園緑地の都市計画決定面積は約 250ha に対して、開園面積は約 120ha と半分程度であり、都市計画決定している公園区域の整備の推進が必要です。

● 制度上安定した緑地の指定

【現行計画の施策内容】

生産緑地地区、近郊緑地保全区域、※保存樹林などの法令・条例によって指定する緑地について指定の方針を定めています。これらの緑地のうち、生産緑地地区は一定の減少はあるものの、その他の緑地は基本的には現状維持に努めます。

【主な実績】

生産緑地地区の追加指定（平成 15 年より）は 75 件、7.8ha

生産緑地地区全体の推移（平成 8 年→平成 24 年）は 5 件、9.7ha の減少

保存樹林の推移（平成 8 年→平成 24 年）は 3.6ha の減少

【実績に対する課題】

生産緑地地区の農地は減少しているものの、追加指定を行うなどの保全に努めていますが、今後も保全・活用の推進が必要です。

市条例に基づく保存樹林は、指定の解除により減少が進んでおり、平地部の樹林の保全が重要となっています。

● 公園緑地等の緑化

【現行計画の施策内容】

都市公園の緑化率を十分に確保するとともに、その質的向上を図り、整備や管理にあたっての住民参加を推進します。

【主な実績】

※近隣公園・※総合公園の※目標緑化率 50%以上は達成

※街区公園・※運動公園・その他公園の目標緑化率 30%以上は達成

公園のバリアフリー化を公園再整備にあわせて順次実施

避難場所に指定されている都市公園、児童遊園、運動広場には備蓄倉庫と耐震性貯水槽を設置

道草広場（※ポケットパーク）を2箇所整備

【実績に対する課題】

新たな公園整備や改修工事の計画段階、および管理・運営の住民参加については、今後の公園整備時には積極的な参加を促す仕組みを検討する必要があります。

また、公園・緑地等ボランティアを充実していくことで、住民参加による管理・運営へ発展する可能性があり、仕組みづくりが必要となります。

● 公共・公益施設の緑化

【現行計画の施策内容】

公共・公益施設の緑化を積極的に推進します。

【主な実績】

公共・公益施設の目標緑化率 20%に対して、公共施設全体では達成であるが、施設によっては緑被率が低いものもありました。

学校の緑被率は 10%台でしたが、平成 22 年から3箇年計画で校庭芝生化事業を進めています。

【実績に対する課題】

公共施設の緑化は先導的な役割を担っており、今後も質の高い緑化に努める必要があります。特に、小中学校は地域の拠点となる施設であり、緑化整備によって緑の拠点が形成できるとともに、子どもたちが緑に関心を持つ機会にもなるた

め、豊かな緑化環境の整備が重要です。

● 道路の緑化

【現行計画の施策内容】

可能な限り道路緑化を図り、緑のネットワーク化を推進します。

【主な実績】

道路築造、改修時にあわせた街路樹整備

歴史散策マップの作成と案内板の設置

【実績に対する課題】

今後も道路整備にあわせて街路樹整備を進め、緑のネットワークを充実していくことが必要です。また、質の高い緑化環境を形成するために、適正に管理していくことも重要です。

● 水辺空間の緑化

【現行計画の施策内容】

地域の自然や歴史・文化を育み水とのふれあい空間として市民が親しめるような空間形成を図ります。

【主な実績】

残堀川の河川改修にあわせた親水緑地広場や歩行者・自転車道を東京都が整備
小河川の底部の生き物が棲めるような整備

残堀川の河川清掃を市民、東京都、市の協働により年1回実施

【実績に対する課題】

残堀川と同様に、空堀川の河川改修にあわせた親水緑地広場等の整備について、引き続き東京都への要請が必要です。

水と緑のネットワークを充実するためには、市内の小河川についても環境改善を図る必要があります。

● 民有地の緑化

【現行計画の施策内容】

接道部の緑化などにより身近な緑を可能な限り増やし、緑あふれる美しいまちなみの形成を推進します。

【主な実績】

学校と地域が連携した「花いっぱい運動」の実施

緑のカーテン材料キットの配布を平成21年度より実施

まちづくり条例に基づいた緑化指導の実施

生け垣、樹木等の管理に対する奨励金の交付と金額の見直し

【実績に対する課題】

市内 157 地点の平均緑視率は、平成 8 年時の 15.6%から 14.6%に減少していますが、住宅建て替えなどに伴う庭木の消失が要因の一つとなっています。

緑化環境の優れたまちなみの形成には、地域住民の協力が不可欠のため、緑化誘導の仕組みづくりが必要です。

● 狭山丘陵の保全・活用

【現行計画の施策内容】

狭山丘陵の豊かな自然を保全し、人と自然のふれあいの場、いこいの場として活用を図っていきます。

【主な実績】

野山北・六道山公園、中藤公園、観音寺森緑地の重点公園・緑地への位置付け
東京都による野山北・六道山公園の住民参加による里山文化の維持管理の実施

【実績に対する課題】

狭山丘陵は本市の貴重なみどりの財産であり、今後も公有地化を含めた保全・活用について、東京都への要請が必要です。

● 樹林・樹木の保全

【現行計画の施策内容】

市街地の残された平地林・社寺林、大樹及び良好な生垣を可能な限り保全していきます。

【主な実績】

西大南樹林公園は公有地化に向けた協議を実施
保存樹木等の管理に対する奨励金の交付と金額の見直し

【実績に対する課題】

保存樹林は指定の解除により、指定面積の減少が続いています。今後も市街地に残る貴重な大樹、樹林の保全のために、引き続き、保存樹木、樹林等の指定を行いながら、樹林地の公有地化を進める必要があります。

● 農地の保全

【現行計画の施策内容】

生産緑地地区については適正な保全・活用策を検討していきます。

市街化調整区域内の農地は保全します。

【主な実績】

平成15年度より生産緑地地区の追加指定を実施

小学校の学習園は4小学校(約1,650㎡)で実施

【実績に対する課題】

都市環境の保全や防災の観点から必要となる農地は、引き続き、生産緑地地区への追加指定を行うなどの保全が必要です。

市街化調整区域内の農地は、引き続き保全に努めます。

● **市民の参加・協力**

【現行計画の施策内容】

緑化活動を推進するため、市民・事業者と行政の協働の仕組みをつくりま

【主な実績】

平成22年度に公園・緑地等ボランティア制度が発足され、除草・ゴミ収集などの活動を実施

東京都では野山北・六道山公園での里山ボランティアを実施

【実績に対する課題】

公園・緑地等ボランティア制度が発足し、参加者も少しずつ増えています。今後も、より多くの市民が積極的に参加・協力できるような仕組みをつくり、市民協働による緑化活動を推進する必要があります。

● **普及・啓発活動**

【現行計画の施策内容】

緑に関する知識を高め、日常生活におけるみどりの重要性についての認識を深めます。また、市内のいろいろなみどりを市民の貴重な財産として、いつくしむ・育む心を育てます。

【主な実績】

野鳥観察会の実施

樹名板の設置

学習田における水田実習の実施

【実績に対する課題】

みどりに親しみ、育てていくために、みどりに関する情報発信が重要であり、また、行政側からだけでなく、市民からも情報発信ができる仕組みづくりが必要です。

特に、次世代を担う子どもたちのみどりに対する認識を高めることが重要です。そのためには、学校以外においても、みどりにふれあう場を増やすことが必要です。

2-2 みどりに関する市民の意識

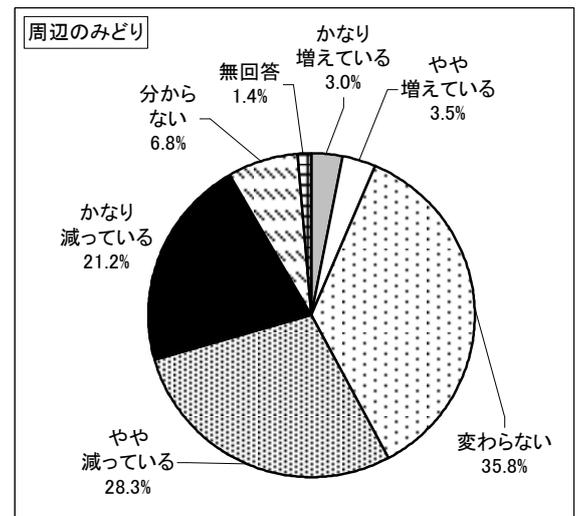
計画改訂にあたって、みどりについてどのように感じているか、どのようなみどりのまちづくりを望んでいるかなど、市民の意識を把握するために、20歳以上の市民 1,500 人を対象にアンケート調査を行いました。アンケート調査の結果の概要（抜粋）は以下のとおりです。

有効回答数	604 件
有効回収率	40.3%

● 周辺のみどりの変化

あなたの家の周りのみどりは3～4年前に比べて増えていますか。

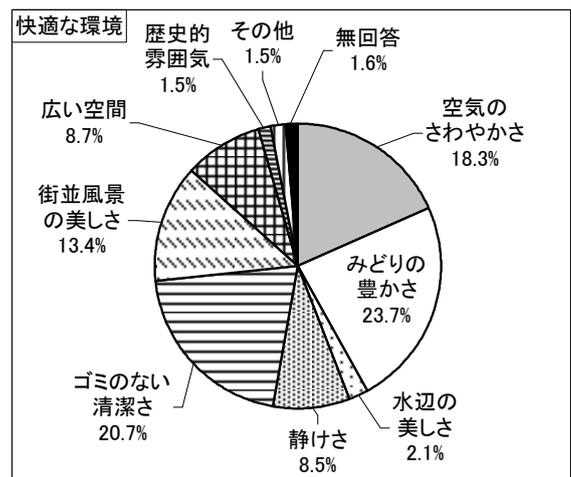
みどりの量的な経年的な変化については「変わらない」が35.8%と最も多く、次いで「やや減っている」が28.3%、「かなり減っている」21.2%で、回答者の約50%が減っていると感じていました。



● 快適な環境からイメージするもの

「あなたは「快適な環境」と言う言葉からどのようなことを思い浮かべますか。」

「快適な環境」のイメージとして「みどりの豊かさ」が23.7%と最も多く、次いで、「ゴミのない清潔さ」20.7%でした。上位項目ではみどりが必須条件であるといえます。

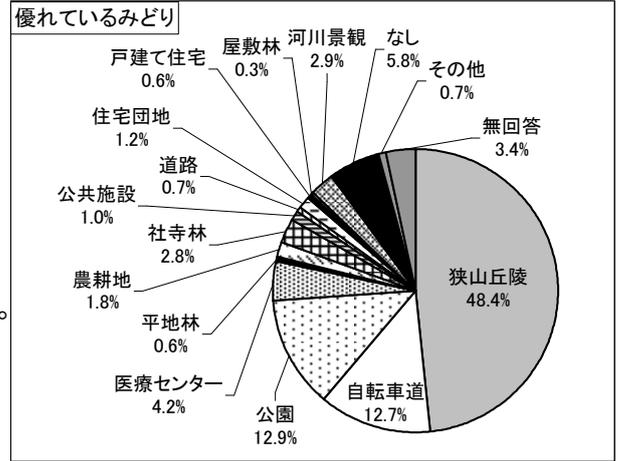


● 優れているみどり

自然的景観や緑化環境が優れているとお考えの場所はどこですか。

「狭山丘陵の里山景観」との回答が圧倒的に多く 48.4%でした。次いで、「大南公園などの公園のみどり」が 12.9%、「自転車道のみどり」が 12.7%とほぼ同じでした。

上位の項目は武蔵村山市を象徴する緑地で、市民に親しまれていることが分かります。

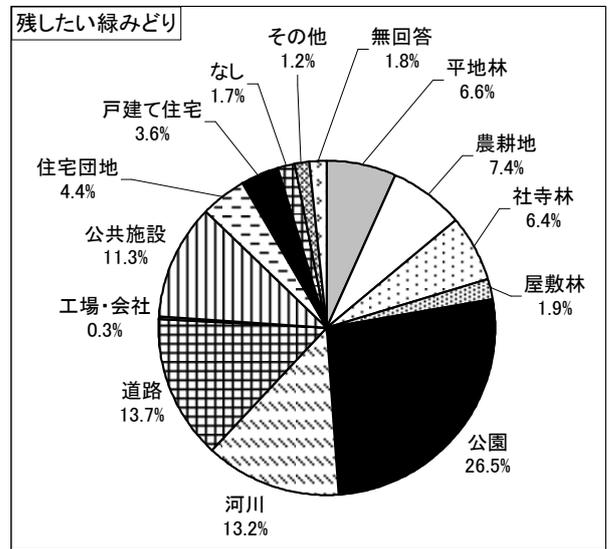


● 今後残しておきたいみどり

あなたの住んでいる近くで、今後残しておきたいと思うみどりは何ですか。

「公園」26.5%が多く、次いで、「道路の沿ったみどり」13.7%、「川のみどり」13.2%、「学校などの公共施設のみどり」11.3%でした。

今後とも担保していきたいみどりが、インフラ整備に関連するものが多く、今後整備するうえで住民意見を取り入れて進めていく必要があります。

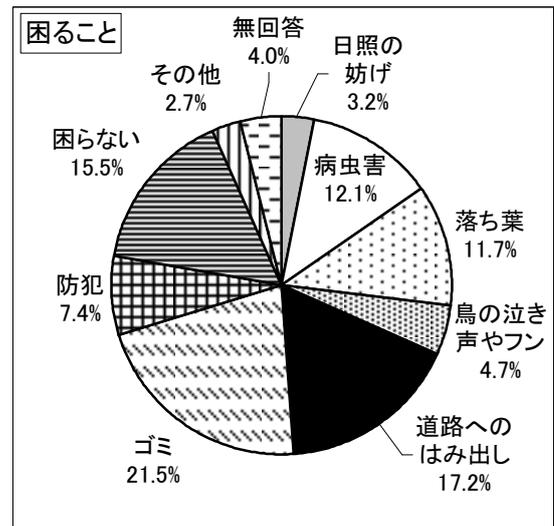


● みどりに関して困ること

あなたの家の周りの林や樹木について、最近お困りになったことがありますか

「植え込みにゴミが捨てられている」21.5%、「道路に枝葉がはみ出し、視界を遮るなど交通に支障がある」17.2%、「困ったことはない」15.5%、「病虫害が発生する」12.1%、「花びらや落ち葉が道路などに落ちる」11.7%でした。

不法投棄や清掃管理の苦情と樹木維持管理上の苦情が多い結果でした。ゴミについてはマナー意識の問題ではあるが、捨てにくくさせる工夫も必要です。

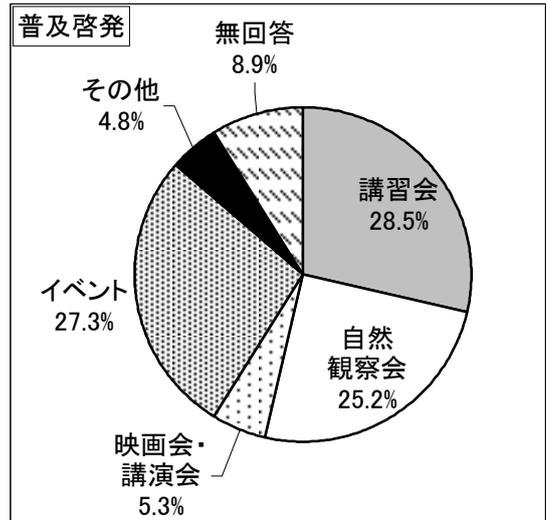


● 普及・啓発の方法

みどりの保全や緑化の必要性を普及・啓発するために、市はどんなことをすれば良いとお考えですか。

「花植え、樹木の剪定などの講習会の開催」が28.5%、「緑化コンクール、緑化祭などのイベントの開催」が27.3%、次いで「身近なみどりに親しむための自然観察会等の開催」25.2%でした。

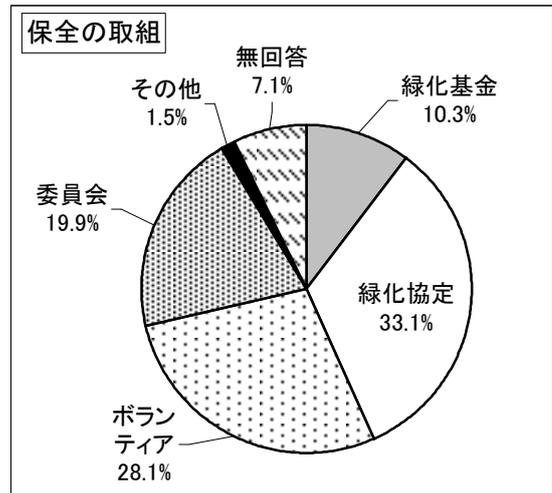
映画会、講演会等より、自らが参加し行動する機会を得ることのできる会やイベントが望まれていました。



● 市民・行政の協働

身近なみどりの保全や緑化は、行政と市民が一体となることによってはじめて取り組むことができます。このためには、どのようなことをすれば良いと思いますか。

「樹林などの所有者の方々と市が緑化協定を結び、みどりの保全を進める」が33.1%、「市民による緑化ボランティアにより、市内のみどりの管理や緑化の充実を進める」が28.1%で高い比率で上位を占めています。

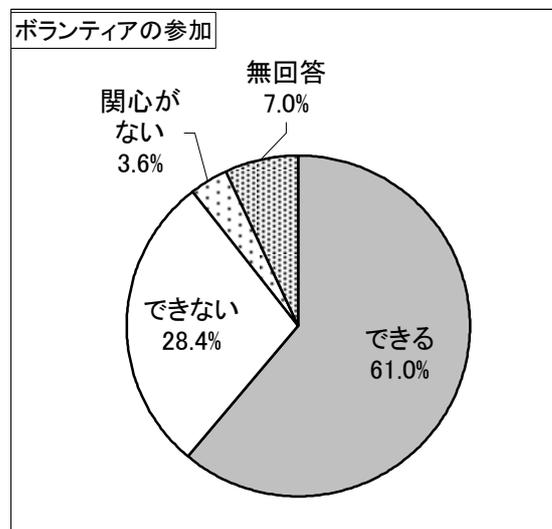


● ボランティアの協力・参加

あなたは今後、市が行う身近なみどりや生き物に関する調査や活動、ボランティアなどに協力・参加してもよいとお考えでしょうか。

「内容によってはできる」が61.0%と高い比率を示しており、関心度が高いことを示しています。次いで「できない」が28.4%、「関心がない」は3.6%でした。

ボランティア参加、協力に対して非常に積極的な意欲を示しています。



2-3 みどりの状況

(1) 位置と地勢

本市は、新宿副都心から約 30km 西側にあり、東京都のほぼ中央北部に位置し、立川市、東大和市、福生市、瑞穂町及び埼玉県所沢市に接しています。

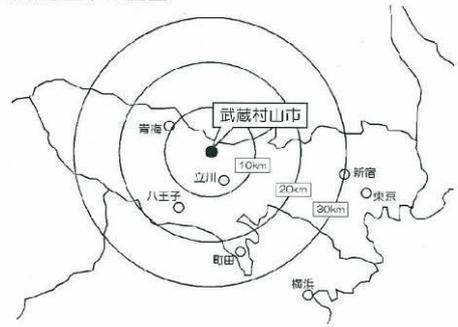
道路は、東西に新宿と連絡する新青梅街道（立 3・2・4 号線）、及び南北に八王子と連絡する八王子村山線（立 3・4・9 号線）、立川と連絡する所沢武蔵村山立川線（立 3・4・39 号線）などによる道路網が形成されています。

市北部を東西に連なる狭山丘陵は埼玉県と接し、*首都圏近郊緑地保全法に基づく狭山近郊緑地保全区域や、自然公園法及び都条例により都立狭山自然公園が指定されています。さらに、都市緑地として狭山緑地（未供用）、観音寺森緑地（未供用）、都市計画公園の広域公園として野山北・六道山公園、中藤公園（未供用）に指定され、重要な緑として保全されています。

狭山丘陵のふもとから南には平坦な武蔵野台地が広がり、宅地や畑（茶、野菜、果樹園など）がその多くを占めています。

本市の流域は多摩川水系と荒川水系の境にあたります。主要河川として一級河川の残堀川と空堀川があり、瑞穂町を源とする残堀川は、昭島市、立川市を経て立日橋下流で多摩川に合流しています。一方、本市を源とする空堀川は東流し、東村山市内で北東に向きを変えて新河岸川に注ぎ、さらには荒川に流れ込みます。

武蔵村山市の位置



(2) 緑被の状況

本市の緑の拠点である北部一帯の狭山丘陵は、大部分が*里山林から成っています。武蔵野台地上の緑は多くの農地が分布しており、平地林も点在しています。

緑被率（樹木、草地、農地）は、市全体で約 45%でした。

表 緑被状況（平成 23 年調査）

緑被項目	面積 (ha)	割合
樹木	356.90	23.2%
草地	96.78	6.3%
農地	229.53	14.9%
緑被 計	683.21	44.5%
水面	9.65	0.6%
オープンスペース計	692.86	45.1%
道路・構造物等	844.14	54.9%
市全体面積	1,537.00	—

緑被率の推移では、平成8年の40.0%から、平成23年では44.5%に増加しました。南部の緑被率は増加しており、日産自動車村山工場跡地の商業施設、公園等の整備が増加要因の一つです。また、南西部は減少、南東部は微増でした。北西部、北東部の緑被率は増加しましたが、調査精度が向上したことにより青梅街道沿いの屋敷林等の緑被の調査が可能となったことが主な要因です。

表 緑被の推移

地域	面積 (ha)	緑被(平成8年)		緑被(平成23年)		緑被(増減)	
		面積(ha)	率(%)	面積(ha)	率(%)	面積(ha)	率(%)
南西部	365.23	175.40	48.0	175.05	47.9	-0.35	-0.1
南東部	288.73	68.88	23.9	73.65	25.5	4.77	1.6
南部	288.15	59.61	20.7	81.65	28.3	22.04	7.6
北西部	304.42	173.04	56.8	196.71	64.6	23.67	7.8
北東部	290.47	133.50	46.0	156.16	53.8	22.66	7.8
市全体	1,537.00	610.44	40.0	683.22	44.5	72.78	4.5

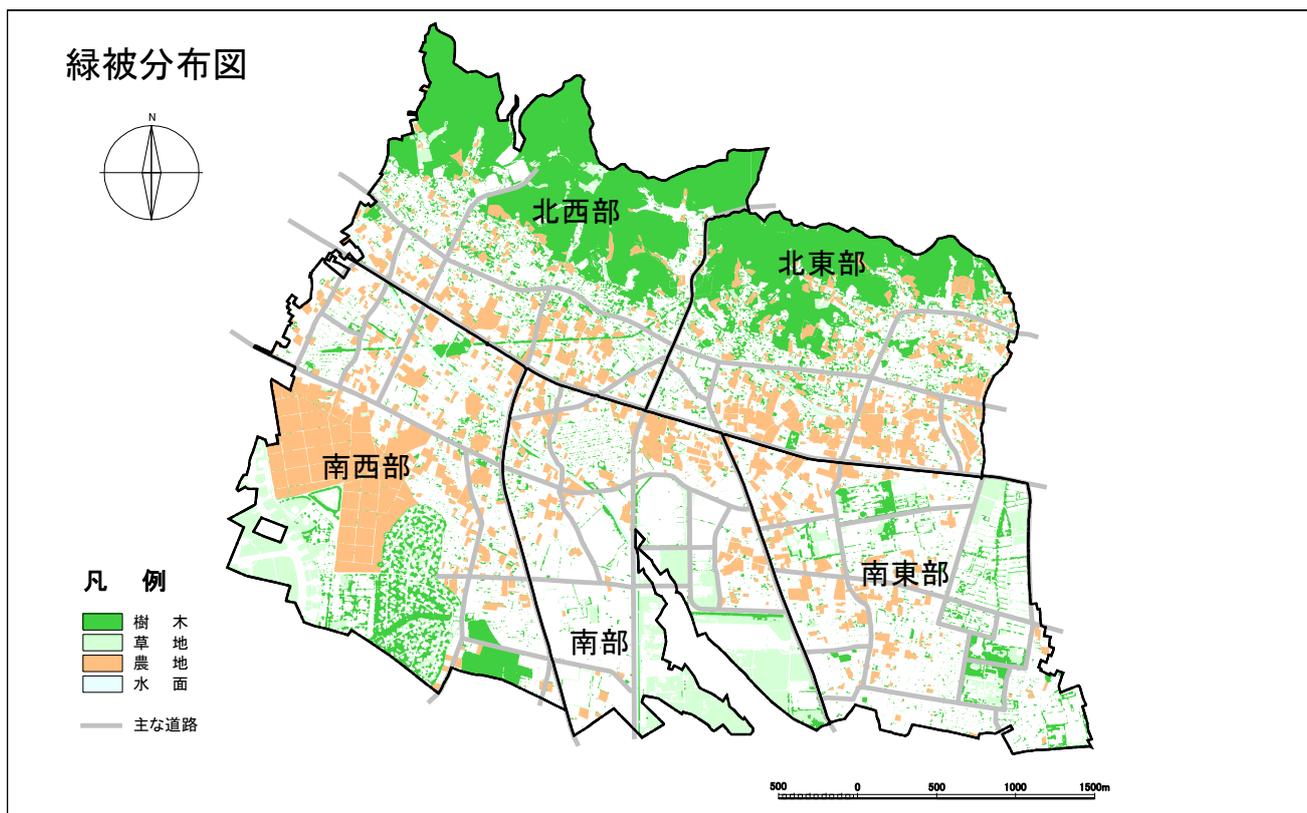


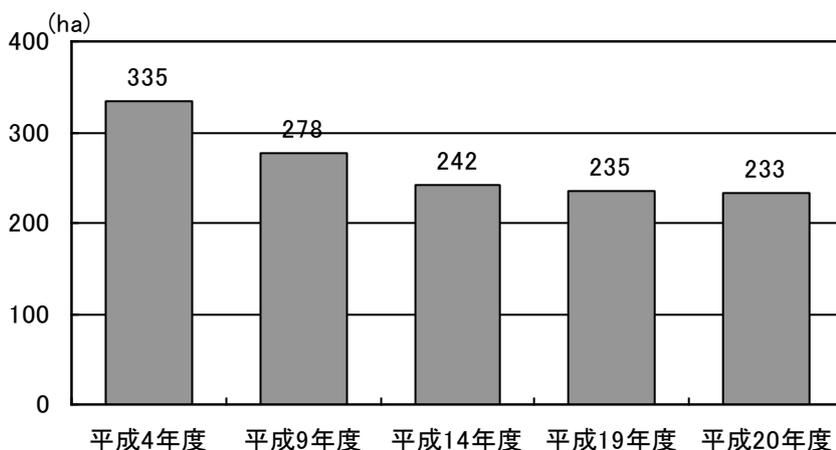
図 緑被分布図（平成23年調査）

(3) 農地の状況

「関東農政局 多摩の農業統計」では、本市の耕地面積は平成4年度が335haでしたが、年々減少しており平成20年度は233haでした。

生産緑地地区の指定面積の推移では、平成4年度の指定面積は109.52ha、平成23年度は101.98haでした。生産緑地地区は平成15年度より追加指定を行っており、平成23年度まで約7.8haが追加指定されています。

生産緑地地区の指定面積の減少はわずかですが、農業地全体では約100ha減少しており、生産緑地地区に指定されていない農地の減少が大きいことが分かります。



年度	地区数	指定面積(ha)
平成4年度	348	109.52
平成9年度	357	110.80
平成14年度	351	105.65
平成19年度	357	105.82
平成23年度	352	101.98

(武蔵村山市都市計画課 平成23年1月)

図一 農業地の推移 (関東農政局多摩の農業統計より)

(4) 公園緑地の状況

本市においては、東京都が広域公園として野山北・六道山公園の公有地化を進め、整備推進しています。また、中藤公園、観音寺森緑地（都市緑地）は一部公有化が図られています。

本市にある公園は広域公園、総合公園、近隣公園等の公園が17箇所（120.18ha）で開園されており、市の総面積（1,537ha）に占める公園面積は約7.8%、人口一人当たりの公園面積は平成24年4月1日現在で16.7㎡（平成24年4月1日現在住民基本台帳71,896人）で、東京都市部の中では第一位となっています。

緑地の都市計画決定面積は狭山緑地と観音寺森緑地を合わせて約31haです。その他の広場等は平成24年4月1日現在で児童遊園47箇所（約2.61ha）、運動広場8箇所（約1.00ha）、地域運動場3箇所（約1.19ha）、残堀川親水緑地広場7箇所（約1.52ha）が整備されています。

公園緑地の都市計画決定面積に対する開園面積の割合は、平成8年では16.2%でしたが、平成24年では47.7%でした。これは野山北・六道山公園の開園面積が増加してことが主な要因です。

表 供用済みの公園の箇所と面積（平成8年との比較）

	都市計画 決定公園		平成8年		現況(平成24年)					
					人口：平成24年4月1日現在 71,896人					
					箇所	面積 ha	箇所	供用済み 面積 ha	箇所	供用済み 面積 ha
都市 計画 公園	住区 基幹公園	街区公園	8	3.74	6	2.25	6	2.24	59.9	0.31
		近隣公園	5	8.90	3	2.36	3	2.49	28.0	0.35
		地区公園	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	13	12.64	9	4.61	9	4.73	37.4	0.66
	都市 基幹公園	総合公園	2	14.80	2	6.08	2	6.08	41.1	0.85
		運動公園	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	2	14.80	2	6.08	2	6.08	41.1	0.85	
	基幹公園	小計	15	27.44	11	10.69	11	10.81	39.4	1.50
	特殊公園	風致公園	—	—	—	—	—	—	—	—
		歴史公園	—	—	—	—	—	—	—	—
広域公園		2	187.90	1	29.25	1	106.74	56.8	14.85	
合計		17	215.34	12	39.94	12	117.55	54.6	16.35	
都市計画緑地		2	31.27	—	—	—	—	—	—	
都市計画広場		—	—	—	—	—	—	—	—	
小計		19	240.61	12	39.94	12	117.55	47.7	16.35	
その他の都市公園		—	—	2	0.32	5	2.63	—	—	
公園・緑地合計		—	—	14	40.26	17	120.18	—	16.72	
条例等 の 公園	児童遊園			23	1.24	47	2.61			
	運動広場			8	1.22	8	1.00			
	地域運動場			4	1.45	3	1.19			
	運動場			3	5.15	3	4.09			
	親水緑地広場			7	1.52	7	1.52			
	合計			45	10.58	68	10.41		1.45	

※ 広域公園の内訳

平成8年 市管理分：2.81ha 都管理分：26.44ha 合計：29.25ha

平成24年 市管理分：野山北公園1.81ha 総合運動公園6.88ha

都管理分：98.05ha 合計：106.74ha

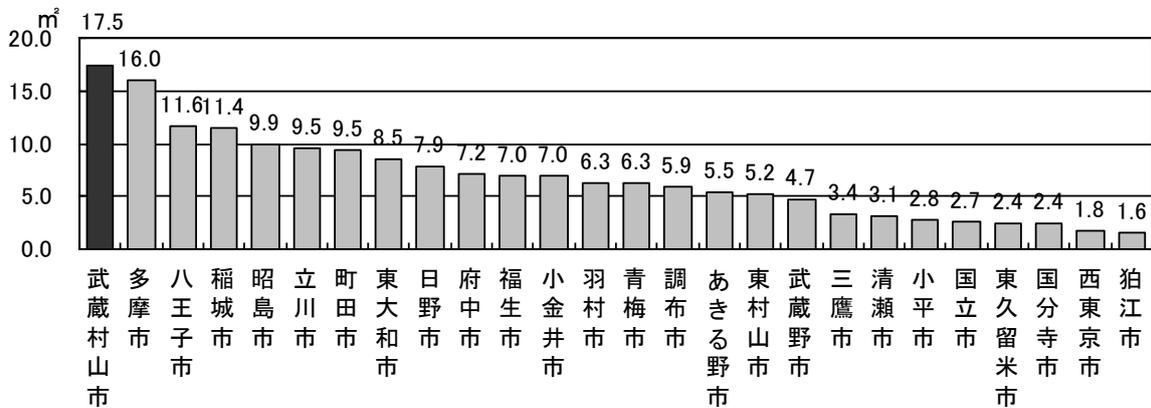


図 一人当たり公園面積の比較（平成24年4月1日現在 東京都調査）

注）東京都調査のため武蔵村山市調査とは異なる

(5) 制度上安定した緑地の状況

制度上安定した緑地はその他公共空地（※民間遊び場、野山北公園自転車道、都営村山団地緑道）が16箇所(5.94ha)、生産緑地地区が352箇所(101.98ha)、自然公園1箇所(73.00ha)、近郊緑地保全区域1箇所(81.1ha)、保安林1箇所(1.00ha)、※市街化調整区域内農地61.90ha、河川区域約13.34ha、条例による保全地域2箇所(8.78ha)でした。

平成8年との比較では、その他の公共空地では民間遊び場が8箇所0.30haの減少、生産緑地地区は5箇所、9.71haの減少、市街化調整区域内農地は4.58haの減少、条例による保全地域は15箇所3.64haの減少でした。河川区域は残堀川の河川改修によって、約0.9haが増加しました。制度上安定した緑地全体では17.31haが減少しました。

生産緑地地区、保存樹林等は法的な規制がかけられていても、所有者の事情により指定解除が可能であり、面積は減少しています。

表 制度上安定した緑地の変化

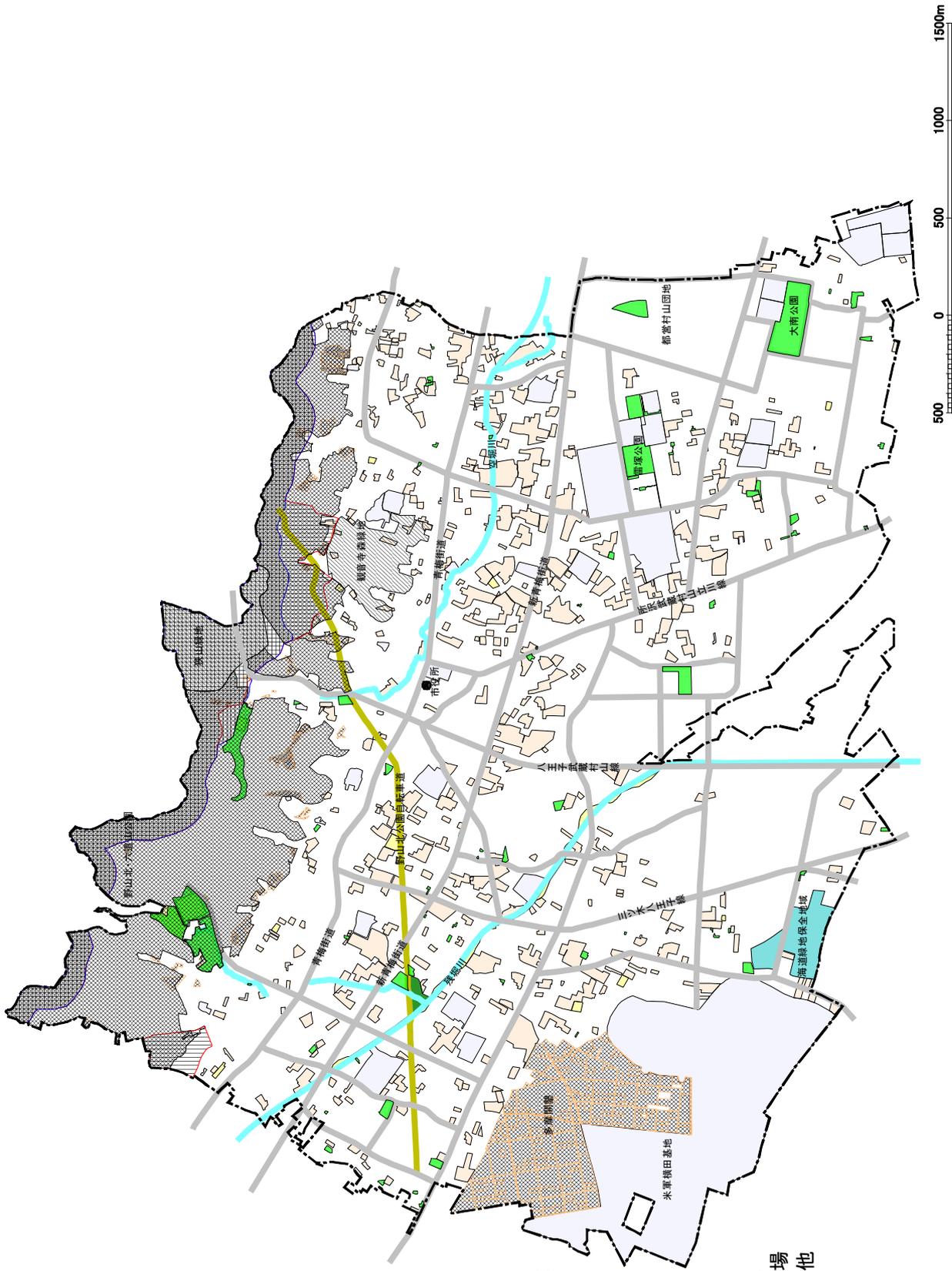
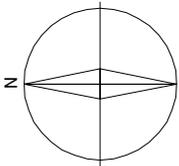
区分	平成8年		平成24年		推移	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
その他の公共空地	24	6.24	16	5.94	-8	-0.30
生産緑地地区	357	111.69	352	101.98	-5	-9.71
自然公園	1	73.00	1	73.00	0	0.00
近郊緑地保全区域	1	81.10	1	81.10	0	0.00
保安林	1	1.00	1	1.00	0	0.00
市街化調整区域内農地	—	66.48	—	61.90	—	-4.58
河川区域	8	12.42	8	13.34	0	0.92
条例による保全地域	17	12.42	2	8.78	-15	-3.64
制度上安定緑地合計	409	364.35	381	347.04	-28	-17.31

※各面積は指定面積であり、重複する部分も含む

(6) 社会通念上安定した緑地の状況

平成23年では全体で100.99haでした。平成8年との比較では、企業グラウンドがなくなったため、8.86haの減少でした。

緑地現況図



凡例

- 狭山近郊緑地保全区域
- 都立狭山自然公園
- 市立公園
- 都立公園
- 都市計画緑地
- 保安林
- 海道緑地保全地域
- 生産緑地地区
- 市街化調整区域内農地
- 運動場・広場・民間遊び場
- 社寺境内地・学校・その他
- 主要河川
- 自転車道
- 主要道路

3 みどりの課題と改訂の視点

3-1 みどりの課題

各実施施策に対する実績課題を含めて、本市全体からみた総括的な課題は以下のとおりです。

- 拠点となるみどりの保全・活用に関する課題

- 【狭山丘陵のみどりについて】

- 狭山丘陵は、東京都全体においてもみどりの骨格に位置づけられている貴重な緑地です。その多くは都立公園、都市計画緑地に指定されており、野山北・六道山公園、中藤公園、観音寺森緑地は、重点公園・緑地として優先的に公園整備が行われる予定です。

- 今後も、狭山丘陵のみどりを良好な状態で次世代に引き継いでいくために、東京都と連携して、保全と活用を進めていくことが必要です。

- 【台地部のみどりについて】

- 台地部のまとまったみどりとしては、武蔵野の原風景をとどめる海道緑地保全地域、大南公園や山王の森公園の総合公園、農地が広がる多摩開墾があります。

- 海道緑地保全地域は、台地部に残る平地林として貴重なみどりとなっています。東京都と連携して、維持管理を行うとともに、隣接する樹林も一体的に保全できるように、保全地域の指定区域の拡大に努める必要があります。

- みどりの質に関する課題

- 【みどりのネットワーク形成について】

- 市内には、河川、公園、公共施設の緑地、農地、社寺境内地等の多くのみどりがあり、緑被率は約45%と、比較的にみどりの多い状況といえます。これらのみどりは、快適な生活環境の形成、美しい景観形成、災害防止や災害時の避難地、レクリエーション場として、多様な機能を有しています。

- このようなみどりの機能をより向上するために、みどりと水のネットワークを形成することが必要です。特に、新青梅街道沿いには多くの農地が分布しており、これらの農地を、街路樹や住宅の庭等のみどりによって連結し、有機的なネットワークの形成に努めることが重要です。

【生物多様性の保全について】

みどりは生き物が生育・生息する基盤であり、人間も生物多様性のもたらす恵みを受けて生活しています。しかし、都市化による生物の生育・生息地の減少や、里山林の手入れ不足などによる緑地の質の低下などにより、生物多様性の低下が問題となっています。そのため、生物多様性の保全を考慮した緑のあり方を検討することが必要です。

● 市民、行政の協働に関する課題

【市民協働について】

アンケート調査の結果では、市民のボランティア活動に対する意欲が非常に高いことが分かりました。現在も、公園・緑地等ボランティアによる公園の清掃等が行われています。今後は、市民がより積極的にボランティア活動を行うことができる支援体制や仕組みづくり、市民自らが緑化活動を行うことのできる環境の整備が必要です。

【子どもたちへの普及・啓発について】

優れた緑化環境を引き継いでいくためには、次世代を担う子どもたちが、みどりの大切さを知り、みどりに関わる行動に発展させていくことが重要です。そのためには、みどりを含めた身近な環境について学習する場や、みどりや生き物とふれあうことができる体験の場が必要です。

● 身近なみどりに関する課題

【身近なみどりの保全について】

アンケート調査では、自宅周辺の緑が減っていると感じる回答が約半数を占めました。これは農地の宅地化、屋敷林や平地林の消失、大樹の伐採などの身近なみどりが減少していることが要因と考えられます。

屋敷林や大樹の多くは民有地のため、所有者の努力により維持管理が行われています。しかし、落ち葉や枝葉の広がりに対する苦情は多く、維持管理費も負担となっています。そのため、このような身近なみどりの保全には、地域の理解と協力が不可欠となっています。みどり豊かな環境を地域の共通財産として、地域で保全していくという意識の育成とともに、それらの保全活動につながるような仕組みづくりが必要です。

【身近なみどりの創出について】

農地等の宅地化においては、生垣の整備や庭木に高木を植えるなどの新たな緑

の創出に努める必要があります。平成 24 年 4 月からは、「武蔵村山市まちづくり条例」に基づいて緑化指導が行われていますが、よりきめ細やかな地域特性に合わせた緑化整備のための検討が必要です。

身近なみどりの創出には市民が生き物や植物に愛着をもち好きになることが第一で、自分の生活環境の中から気軽にみどりを育てていくことを広げていくことが重要です。そのために行政としても仕組みづくりや支援、助成を検討する必要があります。

3-2 みどりの基本計画の改訂の視点

本計画では、みどりの現状と課題を踏まえ、以下に示す視点に基づき計画の改訂を行います。

- 豊かな自然環境の再認識

狭山丘陵のみどり、台地部に残る平地林や屋敷林、点在する農地群等は、本市が誇る貴重なみどりの資源です。これらの豊かな自然環境を再認識し、みどりの保全を推進するとともに、これらの自然環境と調和した、快適なみどりの生活環境を展開します。

- みどりの質の向上

公園等の緑地整備では、量的な確保だけではなく、今後の社会構造の変化も見据えた上で、みどりの機能や効果の向上に着目した質の高い緑地整備に努めます。

また、公園や公共施設の緑地等の公共のみどりと、農地、屋敷林、社寺林等の民有地のみどりをつなげるみどりのネットワークの形成をすすめ、みどりの質を高めます。

- 参加と協働によるみどりのまちづくり

市民、事業者、団体、市が一体となってみどりのまちづくりについて考え、行動できるように、情報を共有し、それぞれの役割を主体的に認識しながら、参加と協働によるみどりのまちづくりを推進します。

- みどりのまちづくりを推進する地域活動リーダーの育成

参加と協働によるみどりのまちづくりを、継続的に推進するためには、市民自らが地域活動のリーダーとなって、様々な活動を提案し実効していくことが必要となります。また、自然や環境問題に関心を持ち、地域活動を行いたいと考えている市民も多数います。そこで、その思いとエネルギーを行動に結びつける足がかりとなる場、継続的な活動につながる仕組みづくりを重点施策とします。

- 生物多様性の確保

平成 20 年に生物多様性基本法が成立し、持続可能な社会の実現に向けて、生物多様性の危機に対処し、その確保に取り組んでいく必要があります。そのため、生物多様性確保の視点からも、みどりの保全と創出、みどりのネットワーク形成等において検討します。

4 みどりの将来イメージと基本理念

4-1 みどりの将来イメージ

武蔵村山市第四次長期総合計画において目指す将来都市像「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」を実現するため、みどりの将来イメージを次のように設定します。

豊かな自然の武蔵野の大地に 協働の絆でつくりだす
みどりのまち むさしむらやま

4-2 みどりの基本理念

私たちのまち「武蔵村山市」は武蔵野台地の実り豊かな土地に恵まれ、今日まで狭山丘陵をはじめとする多くのみどりとふれあいながら生活を送ってきました。

しかし、宅地化の進展により、樹林地や農地などのみどりは年々減少しています。

先人の努力で守り・育ててきた貴重なみどりを、私たちも守り・育て、次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのため、市民、事業者、団体、行政の協働によって「人と自然が共生した環境をつくり・守る、潤いと安らぎのあるみどり豊かなまちづくり」を目指していくことをこの計画の理念とします。

5 計画の基本方針

みどりの将来イメージの実現に向けて、5つの基本方針を設定し、みどりのまちづくりを進めます。

● 郷土のみどりを大切にします

「狭山丘陵」は、貴重な自然環境を有しており、丘陵のふもとに点在する社寺、文化財は、地域の自然や歴史・文化を育んでいます。市民にとっても身近な憩いの場として親しみのあるみどりです。この郷土のみどりとして大きな存在である狭山丘陵は、本市のみどりのシンボルとして、東京都と連携した保全を進め、大切にします。

また、「多摩開墾」や「海道緑地保全地域」も、本市の特徴的なみどりです。あわせて、身近な自然である市内に点在する屋敷林や農地についても、武蔵野の原風景である空間となっています。これらのみどりも、郷土のみどりとして大切に維持・保全します。



海道緑地保全地域

● 水とみどりのネットワークを充実します

狭山丘陵から昭和記念公園を結ぶ南北の道路と、東西に走る新青梅街道周辺地区は、多様なみどりをつなげて、広がりと厚みをもったみどりの軸に位置づけます。また、残堀川と空堀川は、東京都と連携して親水性や生態系に配慮した水辺のふれあい空間を整備します。

これらのみどりと水の軸を中心に、拠点となるみどりとその他の大小のみどりを、街路樹、自転車道、小河川等とつなぎ、みどりと水を活かした市民が親しめるような空間と多様な生物が生息できる空間をつくっていきます。



残堀川

- まちなかのみどりを充実します

市内の各地域において日常的に利用されている都市公園等の整備を進めるとともに、都市公園を補完する児童遊園、運動広場及び地域運動場などの施設の充実を図っていきます。また、病院や学校等の緑地、住宅の庭木や生垣は、まちなかの快適な環境を保つ上では重要な役割を担っています。今後も、まちなかの緑化環境の維持と向上のために、身近なみどりの保全と緑化の推進に努め、みどりが豊かに感じるまちづくりを進めます。



みどりの多い住宅地

- 協働によるみどりのまちづくりを進めます

本市のみどりを守り、育ていくためには市民、事業者、団体、行政の一体的な取り組みが不可欠です。そこで、みどりとの体験の場、みどりの情報提供等のみどりへの関心を高めるための施策と、協働による緑化推進に必要な仕組みづくり、基盤づくりの施策を展開します。



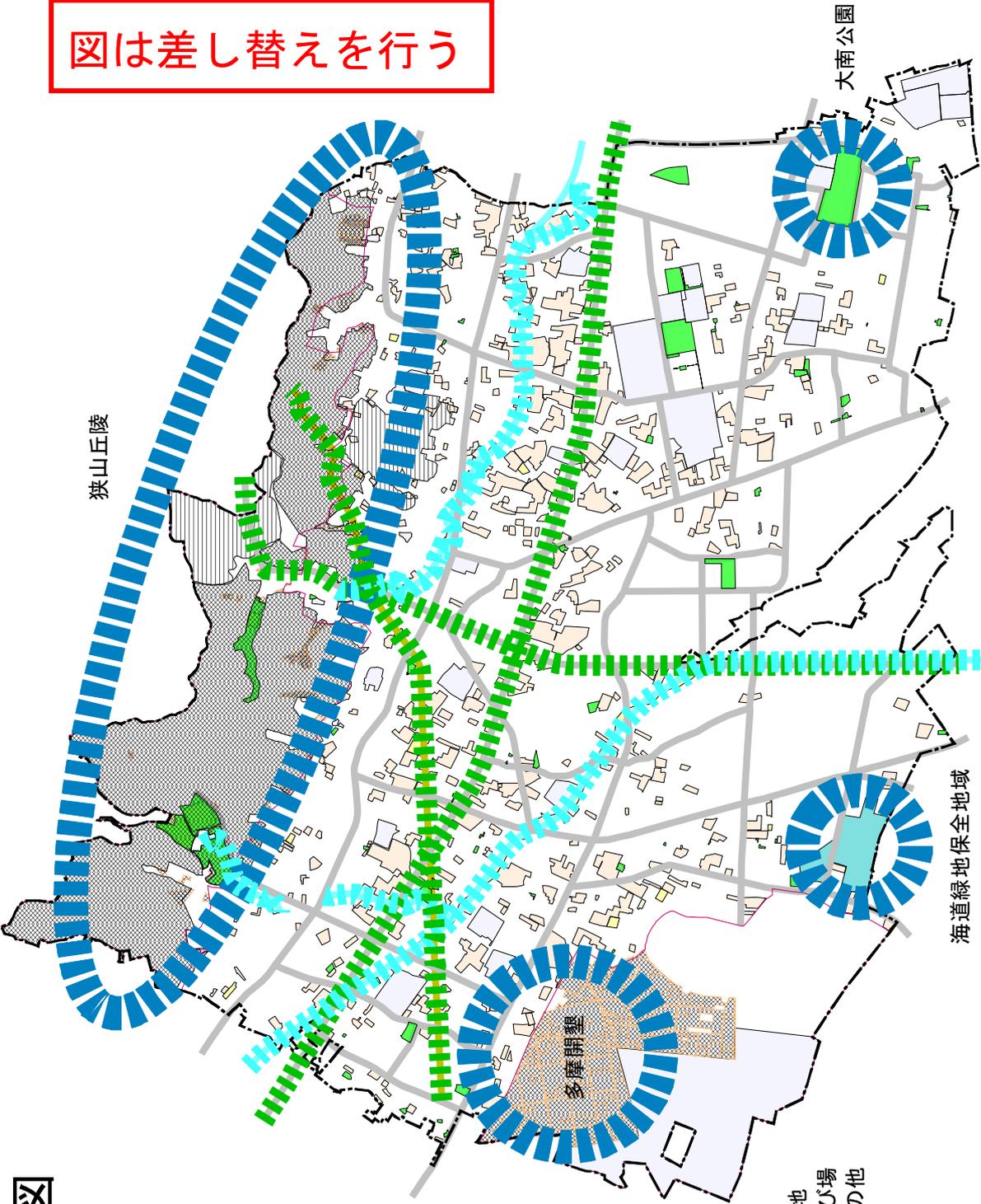
市民ボランティアによる種まき
(ひまわりガーデン武蔵村山)

- みどりのまちづくりを推進する人づくりをします

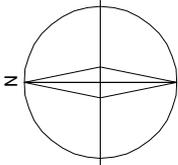
協働によるみどりのまちづくりを進めるために、継続的なボランティア講座を段階的に行い、みどりのリーダーを育成する仕組みをつくります。

また、団体、学校、企業との連携により、みどりのまちづくりの新たな担い手づくりを進めます。

図は差し替えを行う



緑の将来図



凡例

-  みどりの拠点
-  みどりの軸
-  水の軸
-  市立公園
-  都立公園
-  都市計画緑地
-  条例による保全地域
-  生産緑地地区
-  市街化調整区域内農地
-  運動場・広場・民間遊び場
-  社寺境内地・学校・その他
-  主な河川
-  自転車道
-  主な道路

6 緑の将来イメージの実現に向けた施策

6-1 施策の体系（案）

基本方針に基づき、緑の将来イメージを実現するための施策を展開します。

郷土のみどりを大切にします

拠点となるみどりを大切にします

- 狭山丘陵の保全
- 海道緑地保全地域の保全
- 多摩開墾の保全

身近なみどりを大切にします

- 樹林・大樹の保全
- 農地の保全

水とみどりのネットワークを充実します

道路の緑化を進めます

- 街路樹・緑地帯整備の推進
- 都道の緑化の要請
- 市民協働による生活道路緑化への支援
- 自転車道の緑化の充実
- みどりのコミュニティコースの整備

水辺空間を充実します

- 河川の緑化の推進
- 修景、親水、生態系に配慮した整備
- 河川の水質と環境の改善

エコロジカルネットワークを充実します

- 生態系の連続性を考慮した緑化整備

まちなかのみどりを充実します

公園の整備を進めます

- 都市計画決定された講演の整備
- 新たな公園の整備の推進
- 社会情勢に対応した再整備
- 市民協働による公園維持管理への支援
- 公園施設の長寿命化計画の策定

公共施設の緑化を進めます

- 学校の緑化の推進
- 公共施設の緑化の推進
- 公営住宅の緑化の推進
- 公共施設緑化基準の作成
- 緑化指導の充実

民有地の緑化を進めます

- 緑化指導の充実
- 土地利用に合わせた緑化推進
- 各種制度の充実と活用
- 緑地協定・建築協定等の締結の促進

協働によるみどりのまちづくりを進めます

緑化の取り組みを広げます

- みどりに親しむ教育と普及・啓発
- みどりの情報提供拠点の整備
- 緑化イベントの定期継続的開催
- 緑化関連支援制度の充実
- 緑化支援体制の充実
- みどりに関する学習の支援
- みどりの基金の活用

協働の仕組みをつくります

- 緑化審議会の運営
- 緑化指導員精度の創設と育成
- 緑化推進団地の支援育成
- ボランティア活動へのアダプト制度の導入
- みどりの市民トラストの育成
- 緑化関連協議会・育成制度の検討

みどりのまちづくりを推進する人づくりをします

人づくりのための仕組みをつくります

- グリーンヘルパー制度の創設
- 緑化推進リーダーの養成
- 学校教育での環境教育の推進
- 観察会、講習会等の開催
- ボランティア養成講座の開設

新たな担い手づくりを進めます

- 学校との連携
- 企業との連携
- 町内会・商店会等各種団体との連携
- 連絡会の運営